

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、転職者の就業実態を把握することによって、円滑な労働移動を促進し、労働力需給のミスマッチの解消を図るための雇用対策に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 調査対象の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく次の 16 大産業〔鉱業，採石業，砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業，卸売業，小売業，金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業，学術研究，専門・技術サービス業，宿泊業，飲食サービス業，生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）〕、教育，学習支援業，医療，福祉，複合サービス事業，サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

ウ 事業所及び労働者

上記に掲げる産業に属する 5 人以上の常用労働者を雇用する事業所及び当該事業所に雇用される転職者

(2) 調査客体

ア 事業所調査

上記の範囲に属する事業所から、産業別、事業所規模別に無作為に抽出した事業所を調査客体とした。

イ 個人調査

上記アの事業所調査の客体事業所に就業している一般労働者の転職者から、無作為に抽出した労働者を調査客体とした。

3 調査事項

(1) 事業所調査（事業所票）

ア 事業所の属性

（ア）事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者数

（イ）労働者の区分、性、雇用期間の定めの有無別労働者数

（ウ）性別雇用期間の定めのない一般労働者のうち転職者数、性別雇用期間の定めが有る一般労働者のうち 1 年以上の雇用期間の定めが有る労働者数及び転職者数

イ 転職者の採用に当たって重視した点

ウ 転職者を採用した理由

エ 転職者の募集方法

オ 転職者の処遇（賃金、役職等）決定の要素

カ 転職者を採用する際に難しいと考えている問題

キ 転職者の教育訓練

ク 今後3年間の転職者の採用予定状況

ケ 転職者の採用に関し行政に望むこと

(2) 個人調査(個人票)

ア 個人の属性

(ア) 性、年齢

(イ) 最終学歴

(ウ) 配偶者の有無

(エ) 扶養家族の有無

(オ) 転職に当たっての転居の有無

(カ) 転職回数

イ 直前の勤め先及び現在の勤め先における仕事の状況

(ア) 雇用期間の定めの有無、雇用期間階級

(イ) 職種

(ウ) 役職

(エ) 就業形態

ウ 直前の勤め先の属性、就業期間

(ア) 産業

(イ) 企業規模

(ウ) 就業期間

エ 現在の勤め先の賃金、労働時間

(ア) 平成27年9月の賃金総額階級

(イ) 直前の勤め先と比べた平均的な1か月当たりの賃金総額の変化状況

(ウ) 平成27年9月における平均的な1週間の実労働時間数階級

(エ) 直前の勤め先と比べた平均的な1週当たりの実労働時間数の変化状況

オ 離職理由

カ 転職

(ア) 求職活動の手段

(イ) 転職するに当たっての準備活動及び教育訓練給付制度の利用状況

(ウ) 転職活動期間

(エ) 離職した際の雇用保険の基本手当(失業手当)受給の有無

(オ) 現在の勤め先を選んだ理由

キ 現在の勤め先における満足度

ク 今後の希望等

(ア) 行政が行う転職支援への希望

(イ) 今後の転職希望

4 調査の基準となる期日及び実施期間

平成 27 年 10 月 1 日現在の状況について、事業所調査は平成 27 年 9 月 28 日から 10 月 15 日までの間に、個人調査は平成 27 年 10 月 13 日から 11 月 30 日までの間に実施した。

5 調査組織

(1) 事業所調査

厚生労働省－報告者

(2) 個人調査

個人票の配布：厚生労働省－厚生労働省が業務を委託した民間事業者－事業所調査客体事業所－報告者

調査票の回収：報告者－厚生労働省

6 調査方法

(1) 調査票

この調査は次の調査票によって実施した。

ア 事業所票（9 頁参照）

イ 個人票（19 頁参照）

(2) 調査票の配布

ア 事業所票は、厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室からの郵送により行った。

イ 個人票は、回収した事業所票から民間事業所が調査対象労働者数を算出し、調査対象事業所に調査対象労働者への配布を依頼した。

(3) 調査票の回収

事業所票及び個人票ともに厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室あてに郵送することにより調査票を回収した。

7 集計方法

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室において集計した。

8 標本抽出方法

※ここでいう転職者とは、一般労働者であって、雇用期間の定めが無い又は 1 年以上の雇用期間を定めて雇用される者をいう（「9 結果の推計及び標準誤差」においても同様）。

(1) 母集団及び抽出枠

「2 調査の範囲及び対象」に該当する事業所及び転職者を母集団とし、事業所の抽出枠には事業所母集団データベース（平成 26 年次フレーム）における事業所名簿を使用した。

(2) 抽出区分

ア 事業所調査

産業（19 区分）、事業所規模（5 区分）別に無作為抽出（重複是正措置実施）。

イ 個人調査

上記アで抽出された事業所に雇用される転職者について、産業（19 区分）、事業所規模（5 区分）別に無作為抽出。

（3）目標精度

ア 事業所調査

抽出事業所数は、以下の算式を用いて、ある属性を有する事業所割合の標準誤差が、回収率を考慮した上で産業、事業所規模別に概ね 3.8%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\frac{M - m}{M - 1} \cdot \frac{p(1 - p)}{m}}$$

C : 目標精度

M : 母集団事業所数

m : 標本事業所数

p : 母集団においてある属性を有する事業所割合 (=0.5)

イ 個人調査

抽出転職者数は、以下の算式を用いて、ある属性を有する転職者割合の標準誤差が、回収率を考慮した上で産業、事業所規模別に概ね 5.0%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\left(\frac{1}{m} - \frac{1}{M}\right)S^2 + \left(\frac{1}{n} - \frac{M}{N} \cdot \frac{1}{m}\right)p'(1 - p')}$$

C : 目標精度

M : 母集団事業所数

m : 標本事業所数

N : 母集団転職者数

n : 標本転職者数

S : 母集団においてある属性を有する転職者割合の事業所間標準偏差 (=0.3)

p' : 母集団においてある属性を持つ転職者の割合 (=0.5)

9 結果の推計及び標準誤差

（1）事業所調査における推計方法

事業所調査における「ある属性を有する事業所割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$h = 1, \dots, L$: 層

M_h : 第 h 層の母集団事業所数

$$M = \sum_{h=1}^L M_h$$

m_h : 第 h 層の回答事業所数

x_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所のある属性の有無（属性があれば「1」、なければ「0」）

このとき、「ある属性を有する事業所割合」の推計値 $\bar{x}$ は、

$$\bar{x} = \frac{1}{M} \sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi}$$

で算出した。

（2）個人調査における推計方法

個人調査における「ある属性を有する転職者の割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

N_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所の総転職者数

n_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所の回答転職者数

X_{hij} : 第 h 層第 i 回答事業所の第 j 番目の回答転職者のある属性の有無

（属性があれば「1」、なければ「0」）

Y_{hij} : 第 h 層第 i 回答事業所の第 j 番目の回答転職者数

K_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所の総常用労働者数

r_h : 第 h 層における在籍常用労働者数の推計値 $\frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} K_{hi}$ に対する、「毎月勤労

統計調査による平成 27 年 9 月末常用労働者数」の比率

このとき、ある属性を有する転職者数の推計値 $\hat{T}_x$ 及び総転職者数の推計値 $\hat{T}_y$ は、

$$\hat{T}_x = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \cdot \frac{\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi} m_h n_{hi}}{\sum_{i=1}^{m_h} n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}, \quad \hat{T}_y = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \cdot \frac{\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi} m_h n_{hi}}{\sum_{i=1}^{m_h} n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}$$

で算出した。また、「ある属性を有する転職者の割合」の推計値 $\hat{R}$ は、

$$\hat{R} = \frac{\hat{T}_x}{\hat{T}_y} = \frac{\sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \cdot \frac{\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi} m_h n_{hi}}{\sum_{i=1}^{m_h} n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}}{\sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \cdot \frac{\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi} m_h n_{hi}}{\sum_{i=1}^{m_h} n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}}$$

で算出した。

(3) 標準誤差

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根（標準誤差）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、標準誤差を以下のように算出した。

ア 事業所調査

(1) で掲げた「ある属性を有する事業所割合」の推計値 $\bar{x}$ の場合、その分散の推計値は、

$$\hat{V}(\bar{x}) = \frac{1}{M^2} \sum_{h=1}^L M_h (M_h - m_h) \left(\frac{Var(x_h)}{m_h} \right)$$

で算出した。ただし、

$$\bar{x}_h = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi}, \quad Var(x_h) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (x_{hi} - \bar{x}_h)^2$$

である。

イ 個人調査

(2) で掲げた「ある属性を有する転職者割合」の推計値 $\hat{R}$ の場合、その分散の推計値は、

$$\begin{aligned} \hat{V}(\hat{R}) = \hat{R}^2 \sum_{h=1}^L r_h^2 & \left\{ \left(\frac{M_h}{\hat{N}} \right)^2 \left(\frac{1}{m_h} - \frac{1}{M_h} \right) \left(\frac{Var(T_{x_h})}{T_x^2} + \frac{Var(T_{y_h})}{T_y^2} - 2 \frac{Cov(T_{x_h}, T_{y_h})}{T_x T_y} \right) \right. \\ & \left. + \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \left(\frac{N_{hi}}{\hat{N}} \right)^2 \left(\frac{1}{n_{hi}} - \frac{1}{N_{hi}} \right) \left(\frac{Var(X_{hi})}{T_x^2} + \frac{Var(Y_{hi})}{T_y^2} - 2 \frac{Cov(X_{hi}, Y_{hi})}{T_x T_y} \right) \right\} \end{aligned}$$

で算出した。ただし、

$$\hat{N} = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} N_{hi} ,$$

$$T_x = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij} , \quad T_y = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}$$

$$\overline{T_{x_h}} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T_{x_{hi}} , \quad T_{x_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij} , \quad \overline{X_{hi}} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij} ,$$

$$\overline{T_{y_h}} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T_{y_{hi}} , \quad T_{y_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij} , \quad \overline{Y_{hi}} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij} ,$$

$$Var(T_{x_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{x_{hi}} - \overline{T_{x_h}})^2 , \quad Var(X_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{hi}} (X_{hij} - \overline{X_{hi}})^2 ,$$

$$Var(T_{y_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{y_{hi}} - \overline{T_{y_h}})^2 , \quad Var(Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{hi}} (Y_{hij} - \overline{Y_{hi}})^2 ,$$

$$Cov(T_{x_h}, T_{y_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{x_{hi}} - \overline{T_{x_h}})(T_{y_{hi}} - \overline{T_{y_h}}) ,$$

$$Cov(X_{hi}, Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{hi}} (X_{hij} - \overline{X_{hi}})(Y_{hij} - \overline{Y_{hi}})$$

である。

(4) 達成精度結果

事業所票及び個人票の達成精度の結果は、次の表の通りである。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間に全数調査から得られるはずの値(真値)が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

産業	事業所票		個人票	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調査産業計	35.1	1.0	40.8	0.7
鉱業、採石業、砂利採取業	38.9	3.6	38.7	3.2
建設業	35.4	3.2	40.0	0.9
製造業	39.1	1.7	38.9	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	25.1	2.1	41.2	2.4
情報通信業	48.7	3.2	50.3	1.0
運輸業、郵便業	48.2	2.9	42.3	0.8
卸売業、小売業	30.4	2.6	36.6	0.7
金融業、保険業	25.7	2.6	35.0	0.8
不動産業、物品賃貸業	44.3	3.7	50.0	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	38.6	3.0	53.1	1.4
宿泊業、飲食サービス業	27.3	3.4	34.2	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	35.6	3.5	44.4	0.7
教育、学習支援業	24.8	2.2	53.5	1.6
医療、福祉	44.5	2.9	40.2	0.4
複合サービス事業	14.4	2.0	36.3	3.5
サービス業（他に分類されないもの）	40.9	2.8	40.5	0.9

注）事業所票は、事業所票は「転職者がいる事業所の割合」、個人票は「仕事の内容・職種に満足がいくから現在の勤め先を選んだ転職者の割合」の推計値及び標準誤差を掲載している。

10 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

- （１）事業所調査 調査客体数 17,023 事業所 有効回答数 10,514 事業所 有効回答率 61.8%
- （２）個人調査 調査客体数 11,191 人 有効回答数 6,090 人 有効回答率 54.4%

11 調査票



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査



この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

平成27年転職者実態調査(事業所票)

所在地

事業所名

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
1	2	3

(ふりがな)
記入者氏名

所属部署

電話番号 内線

主な事業の内容

※ 貴事業所の所在地・名称に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

記入上の注意	1 (注)又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
	2 この調査は 事業所を対象 としています。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。
	3 特に断りのない限り、 平成27年10月1日 現在の状況について記入してください。
	4 調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
	5 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。 ただし、回答欄が 1 2 3 のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
	6 数字を記入する場合は、 右詰め で記入してください。(記入例 4 5)
	7 平成27年10月15日(木) までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

問1 貴事業所が属する**企業全体(本社・支社・営業所・工場等を含む)**の**常用労働者(注1)**数は何人ですか。

1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	5～29人	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

(注1) 常用労働者とは、下記の①～③のいずれかに該当する労働者をいいます。

- ① 期間を定めずに雇用されている者
 - ② 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ③ 日々雇用されている者又は1 か月以内の期間を定めて雇用されている者であって、平成27年8月及び9月の各月に各々18日以上雇用された者
- なお、以下の者についても、上記①～③のいずれかに該当すれば、常用労働者です。
- ・取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者
 - ・事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者
 - ・短時間労働者(1 頁裏面の記入要領の注4を参照)

※派遣労働者

- ・**貴事業所が派遣元事業所の場合**、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①～③のいずれかに該当すれば常用労働者に含めてください。
(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)
- ・**貴事業所が派遣先事業所の場合**、労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

記入要領

問 2 (1)

注 1 常用労働者とは、下記の①～③のいずれかに該当する労働者をいいます。

- ① 期間を定めずに雇用されている者
- ② 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者
- ③ 日々雇用されている者又は1 か月以内の期間を定めて雇用されている者であって、平成27年8月及び9月の各月に各々18日以上雇用された者

なお、以下の者についても、上記①～③のいずれかに該当すれば、常用労働者です。

- ・取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者
- ・事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者
- ・短時間労働者（下記の記入要領の注 4 を参照）

※派遣労働者

- ・**貴事業所が派遣元事業所の場合**、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①～③のいずれかに該当すれば常用労働者に含めてください。（登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。）
- ・**貴事業所が派遣先事業所の場合**、労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

問 2 (2)

注 2 転職者

この調査では、雇用期間の定めが無い又は1年以上の雇用期間を定めて雇用する一般労働者（短時間労働者は除く）のうち、貴事業所に雇用される前の1年間に他企業に雇用された経験のある者（移籍出向を含む）をいいます。

ただし、学生アルバイト及び1か月以内の臨時的な仕事により雇用された経験のみの場合は該当しません。

特に断りのない限り、平成26年10月1日から平成27年9月30日の間に貴事業所に雇用された転職者についてお答えください。

注 3 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者（いわゆるフルタイム勤務の労働者）をいいます。

注 4 短時間労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいいます。

注 5 臨時労働者

常用労働者に該当しない労働者（雇用契約の期間が日々又は1か月以内の労働者のうち、平成27年8月又は9月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下である者）をいいます。

注 6 派遣労働者（受入れ）

労働者派遣法に基づき派遣元事業所から派遣されている労働者をいいます。

注 7 雇用期間の定め無し

特に雇用期間を定めずに雇用されている労働者をいい、定年までの場合を含めます。

注 8 雇用期間の定め有り

1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている労働者をいいます。

ここからは貴事業所※の状況についてお答えください。 ※1頁「記入上の注意」2参照

問2 貴事業所の労働者数についてお答えください。

※平成27年10月1日現在の状況をお答えください。(1)の常用労働者数には、(2)の「臨時労働者」や「派遣労働者(受入れ)」を除きます。また、他社から出向してきている労働者は、(1)、(2)ともに計上し、請負労働者は、(1)、(2)ともに除きます。

貴事業所が派遣元事業所の場合は、派遣労働者として派遣中の労働者のうち、常用労働者に該当する者は、(1)に計上しますが(2)では除きます。派遣労働者として登録しているだけで雇用契約のない者は、(1)、(2)ともに除きます。

(1) 問1で回答いただいた常用労働者(注1)数のうち、**貴事業所の常用労働者数**は何人ですか。

(2) **貴事業所で就業している労働者数等**について下記の区分により分類してそれぞれお答えください。

※ この調査における転職者の定義については、注2を参照してください。

該当する労働者がいない場合は「0」を記入してください。

一般労働者(注3)			
雇用期間の定め無し (注7)	男		
	女		
うち転職者 (注2)	男		
	女		
雇用期間の定め有り (注8)	男		
	女		
うち1年以上の 雇用期間の定め が有る	男		
	女		
うち転職者 (注2)	男		
	女		

短時間労働者(注4)			
雇用期間の定め無し (注7)	男		
	女		
雇用期間の定め有り (注8)	男		
	女		

臨時労働者(注5)			
いる	1	男	
いない	2	女	

派遣労働者(受入れ)(注6)			
いる	1	男	
いない	2	女	

※ 厚生労働省記入欄（この欄の記入は不要です。）

①対象転職者数 (8)+(9)+(14)+(15)	
②抽出率	1／
③抽出労働者数 (小数点以下四捨五入)	
④選定間隔	
⑤調査対象労働者数	

(注) ⑤の上限値は以下のとおり
事業所規模 5～999人は5人
事業所規模1,000人以上は20人

記入要領

職種分類表

問 4

注 9 職種

職 種		職 種 内 容
1	管理的な仕事	課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2	専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3	事務的な仕事	一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4	販売の仕事	商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5	サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェイター、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6	保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7	生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8	輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに位置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9	建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。（ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。） 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10	運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11	その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※上記の表は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づいています。

転職者(注2)がいる事業所	この頁の問3以降に回答してください。
転職者(注2)がいない事業所	4頁の問9以降に回答してください。

問3 以下の項目のうち、どのような点を重視して転職者の採用に当たりましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

既存事業の拡大・強化	新規事業分野への進出	新技術の導入・開発	人員構成の歪みの是正	組織の活性化	その他	特に意識しなかった
1	2	3	4	5	6	7

27

問4 転職者を採用した理由は何ですか。職種(注9)別に該当するものを**3つまで**選んでください。

職 種 (注9)	が専門知識・能力	経験を活かすから即	待たされる人か脈を期	が職場への適応力	困難な者のため採用が	た離職者の補充の	た社親会からの要請の	その他	の該採用する職種で
管 理 的 な 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
専 門 的 ・ 技 術 的 な 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事 務 的 な 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
販 売 の 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
サ ー ビ ス の 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保 安、生 産 工 程、輸 送・機 械 運 転、建 設・採 掘、運 搬・清 掃・包 装 等、そ の 他 の 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9

28

29

30

31

32

33

問5 転職者の募集はどのように行いましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

※インターネットを利用したものも含まれます。

ハローワーク等の公的機関※	民間の職業紹介機関※	求人情報専門誌、新聞、チラシ等※	自社のウェブサイト	スカウト	縁故(知人、友人等)	親会社、グループ会社	会社説明会(合同説明会を含む)	その他
1	2	3	4	5	6	7	8	9

34

上記に回答した中で、**主に活用した募集方法**は何ですか。
該当する番号を1つ記入してください。

35

記入要領

問 8

注10 計画的なOJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練をいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいいます。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどが、これに含まれます。

注11 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）をいいます。例えば、社内で開催する教育訓練（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で開催する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）が、これに含まれます。

問 9

注2 転職者

この調査では、雇用期間の定めが無い又は1年以上の雇用期間を定めて雇用する一般労働者（短時間労働者は除く）のうち、貴事業所に雇用される前の1年間に他企業に雇用された経験のある者（移籍出向を含む）をいいます。

ただし、学生アルバイト及び1か月以内の臨時的な仕事により雇用された経験のみの場合は該当しません。
ここでは、今後3年間の採用予定についてお答えください。

注9 職種

2頁裏面の職種分類表を参照してください。

問6 転職者の処遇(賃金、役職等)決定の際にどのようなことを考慮しましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

年齢	学歴	前職の賃金	前職の役職	これまでの経験・能力・知識	免許・資格	その他
1	2	3	4	5	6	7

36

上記に回答した中で、**最も重視した要素**は何ですか。
該当する番号を1つ記入してください。

37

問7 転職者を採用する際に難しいと考えている問題がありますか。該当するものを**すべて**選んでください。

採用時の賃金水準や処遇の決め方	採用後の処遇やキャリア形成の仕方	応募者の能力評価に関する客観的な基準がないこと	必要な職種に応募してくる人が少ないこと	転職市場に関する情報が少ないこと	その他	特に問題はない
1	2	3	4	5	6	7

38

問8 転職者に対してどのような教育訓練を実施しましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

実 施 し た			実施しなかった
計画的なOJT(日常の業務に就きながら行われる、計画的な教育訓練)(注10)	OFF-JT(通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練)(注11)		
	入職時のガイダンス	職務遂行に必要な能力・知識を付与する教育訓練	
1	2	3	4

39

問9 今後3年間に転職者(注2)を採用する予定がありますか。(転職者がいない事業所もお答えください。)

転職者を採用する予定がある			転職者を採用する予定はない	未定
転職者を優先して採用したい	新規学卒者を優先して採用したい	どちらとも言えない		
1	2	3	4	5

40

問10へ

どのような職種(注9)の転職者の採用を予定していますか。該当するものを**すべて**選んでください。
(転職者がいない事業所もお答えください。)

管理的な仕事	専門的な仕事・技術	事務的な仕事	販売の仕事	サービスの仕事	保安の仕事	生産工程の仕事	輸送の・機械運	建設仕事・探掘の	包運・搬等の清掃仕事・	その他の仕事
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

41

記入要領

SAMPLE

問10 転職者の採用を円滑に行っていくうえで、行政に望むことはありますか。該当するものを**すべて**選んでください。
(転職者がいない事業所もお答えください。)

公的な求職情報 の提供機能 の拡充	公共の職業能力 開発機能の 拡充	技能検定職種 の拡大	能力評価の客 観的基準の整 備	個人の職業能力 開発に対する公 的援助	その他	特になし
1	2	3	4	5	6	7

42

これで調査は終わります。ご協力ありがとうございました。

平成27年10月15日(木)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査

秘



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

この調査票に記入された事項は、秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

平成27年転職者実態調査(個人票)

都道府県番号	事業所一連番号	個人番号
1	2	3

記入上の注意

- 1 (注)又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
- 2 特に断りのない限り、平成27年10月1日現在の状況を記入してください。
- 3 調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
- 4 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が 1 2 3 のように網掛けになっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
- 5 平成27年11月30日(月)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

I あなた自身について

問1 あなた自身についてお答えください。

(1) 性別

男 性	女 性
1	2

(2) 年齢(平成27年10月1日現在)

満		歳

(3) 最終学歴(中途退学、または在学中の場合は、その前の学歴を選んでください。)

中 学	高 校	専修学校 (専門課程) (注1)	高専・短大	大 学	大学院
1	2	3	4	5	6

※注1については、1頁裏面の記入要領参照。

(4) 配偶者の有無

い る	い な い
1	2

(5) 扶養家族の有無

い る	い な い
1	2

(6) 今の勤め先に転職するに当たっての転居の有無

転居した	転居していない
1	2

(7) これまでの転職回数(今の勤め先への転職を含む)

※学生アルバイト及び1か月以内の臨時的な仕事は除いてください。

1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6回以上
1	2	3	4	5	6

記入要領

問 1 (3)

注 1 専修学校（専門課程）

専修学校の専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限 2 年以上、通常専門学校と呼ばれる学校）をいい、専修学校（高等課程・一般課程）はここには含めません。

専修学校（高等課程）を修了した人は高校卒業と同じ扱いになります。また、ここでいう学歴には専修学校（一般課程）や各種学校（自動車教習所等）は除きます。

問 2 (2)

注 2 職種

職種分類表

職 種		職 種 内 容
1	管理的な仕事	課（課相当を含む）以上の組織の管理的の仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2	専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3	事務的な仕事	一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4	販売の仕事	商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レシ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5	サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェ이터、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6	保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7	生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8	輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9	建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。（ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。） 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10	運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11	その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※上記の表は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づいています。

Ⅱ 直前の勤め先及び現在の勤め先における仕事の状況について

※直前の勤め先は、学生アルバイトや1か月以内の臨時的な仕事で就業した勤め先を**除きます**。

問2 直前の勤め先及び現在の勤め先における仕事の状況についてお答えください。

- (1) 雇用期間の定めの有無・雇用期間について、直前と現在の勤め先別に該当するものを選んでください。
直前の勤め先については、直前の勤め先で契約を更新していた場合は**最後に契約した雇用期間**についてお答えください。
現在の勤め先については、平成27年10月1日現在において契約している雇用期間についてお答えください。

区 分	雇用期間の定め無し	雇用期間の定め有り					
		3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上
直前の勤め先	1	2	3	4	5	6	7
現在の勤め先	1				5	6	7

- (2) 職種(注2)について、直前と現在の勤め先別に該当するものを選んでください。

区 分	管理的な仕事	専門的な仕事・技術	事務的な仕事	販売の仕事	サービスの仕事	保安の仕事	生産工程の仕事	輸送・機械運	建設・工事・採掘	包運・搬送・清掃・その他	その他の仕事
直前の勤め先	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
現在の勤め先	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

- (3) 役職について、直前と現在の勤め先別に該当するものを選んでください。

区 分	部長相当職以上	課長相当職	係長相当職	役職無し
直前の勤め先	1	2	3	4
現在の勤め先	1	2	3	4

- (4) 就業形態(裏面の注3)について、直前と現在の勤め先別に該当するものを選んでください。

区 分	正社員	正社員以外					
		出向社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム労働者	派遣労働者	その他
直前の勤め先	1	2	3	4	5	6	7
現在の勤め先	1	2	3	4			7

問3 直前の勤め先における仕事についてお答えください。

- (1) 直前の勤め先の産業は何ですか。※産業については、最終頁(6頁裏面)の記入要領を参照。

鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	
01	02	03	04	05	06	07	08	
不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	それ以外の産業
09	10	11	12	13	14	15	16	17

記入要領

問2(4)

注3 就業形態

就業形態		この調査における定義
1	正社員	雇用されている労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員
2	出向社員	他企業より出向契約に基づき出向してきている者（移籍出向）
3	契約社員 （※1）	特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者 「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門的職種をいいます。
4	嘱託社員 （※2）	定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用される者
5	パートタイム 労働者	常用労働者（※3）のうち、正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者
6	派遣労働者	「労働者派遣法（※4）」に基づく派遣元事業所から派遣された者
7	その他	上記以外の労働者（例えば、正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じ（フルタイム）でパート、アルバイト等これに類する名称で呼ばれている者等）

※1 契約社員 ※2 嘱託社員

定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」としてください。

「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」とし、「嘱託社員」の定義にあてはまる場合は「嘱託社員」としてください。

※3 常用労働者とは、下記の①～③のいずれかに該当する労働者のことです。

- ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ③ 日々雇われている者又は1か月以内の期間を定めて雇われている者であって、平成27年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者
- なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者又はパートタイム労働者は、上記①～③のいずれかに該当すれば、常用労働者です。

※4 労働者派遣法

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいい、派遣元事業所とは、同法に基づく厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行っている事業所をいいます。

問5(1)

注4 所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数をいいます。

なお、休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除き、有給休暇取得分も除きます。

注5 所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいいます。

(2) 直前の勤め先の**企業全体**の従業員は何人でしたか。

1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	30～99人	5～29人	4人以下	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

20

(3) 直前の勤め先で働いていた通算期間はどのくらいですか。

6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
1	2	3	4	5	6

21

問4 現在の勤め先の賃金についてお答えください。

(1) 平成27年9月の給与支給日に現在の勤め先から支払われた賃金総額(税込)はどのくらいでしたか。

支給なし	15万円 未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上 25万円未満	25万円以上 30万円未満	30万円以上 35万円未満	35万円以上 40万円未満	40万円以上 45万円未満	45万円以上 50万円未満	50万円 以上
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

22

（ 9月1日～30日の間に現在の勤め先で支給された賃金をいいます。残業手当、休日手当、精皆勤手当等の通常月に支給される諸手当を含み、税金、社会保険料などが控除される前の総支給額をお答えください。（特別に支給される賞与・一時金、特別手当は除いてください。）
「支給なし」とは、9月の給与支給日より後に採用されるなど、9月の給与が支給されないことをいいます。 ）

(2) 直前の勤め先と比べて平均的な1か月当たりの賃金総額(税込)は変わりましたか。

増 加 し た			変わらない	減 少 し た		
3割以上増加	1割以上3割未満増加	1割未満増加		1割未満減少	1割以上3割未満減少	3割以上減少
1	2	3	4	5	6	7

23

問5 現在の勤め先の労働時間についてお答えください。

(1) 平成27年9月における平均的な1週間の実労働時間数はどれくらいでしたか。

※実労働時間数は、所定内労働時間数(注4)と所定外労働時間数(注5)の合計をいいます。

働いていなかった	25時間 未満	25時間以上 30時間未満	30時間以上 35時間未満	35時間以上 40時間未満	40時間以上 45時間未満	45時間以上 50時間未満	50時間以上 60時間未満	60時間 以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9

24

(2) 直前の勤め先と比べて平均的な1週当たりの実労働時間数は変わりましたか。

増 加 し た			変わらない	減 少 し た		
3割以上増加	1割以上3割未満増加	1割未満増加		1割未満減少	1割以上3割未満減少	3割以上減少
1	2	3	4	5	6	7

25

記入要領

問 6

注 6 早期退職優遇制度等

早期退職優遇制度、退職者の募集等の中高年対策に応じた定年前の退職をいいます。事業所の閉鎖、会社倒産、事業の縮小などの人員整理による勧奨退職、希望退職への応募は選択肢 5「倒産・整理解雇・人員整理による勧奨退職」に含めます。

Ⅲ 離職理由について

問6 直前の勤め先を離職した主な理由をお答えください。

自己都合	契約期間 の満了	定年	出向 (移籍出向)	倒産・整理解 雇・人員整理に よる勧奨退職	早期退職優遇 制度等(注6)	その他
1	2	3	4	5	6	7

26

具体的にはどのような理由ですか。該当するものを**3つまで**選んでください。

内容 満足 でない かつ 仕事 から	能力 に 評価 され ない	賃金 が 低 か った	労働 条件 (賃金 以外) が よ く な い	人 間 関 係 が う ま く な い	雇 用 が 不 安 定 だ っ た	安 全 な 社 会 の 未 来 に 不 信 感	結 婚 ・ 出 産 ・ 育 児 の た め	介 護 ・ 看 護 の た め	病 気 ・ 怪 我 の た め	他 に よ う な 仕 事 が あ っ た	で い ろ い ろ な 積 累 の た め	家 族 の 転 職 ・ 転 居 の た め	そ の 他
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14

27

上記に回答した中で、**一番の理由**は何ですか。
該当する番号を1つ記入してください。

28

Ⅳ 転職について

問7 現在の勤め先に就職するためにどのような方法で転職活動を行いましたか。該当するものを**すべて**選んでください。
※インターネットを利用したものも含まれます。

ハローワーク 等の公的機 関※	民間の職業 紹介機関※	求人情報専 門誌・新聞・ チラシ等※	企業のホーム ページ	企業訪問	出向・前の会 社の斡旋	縁故(知人、 友人等)	その他
1	2	3	4	5	6	7	8

上記に回答した中で、**現在の勤め先に就職した経路**は何ですか。
該当する番号を1つ記入してください。

30

問8 転職するに当たってどのような準備活動をしましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

職業能力を 向上させる ため公共の 施設を利用 した	資格、知識 等取得す るため学校 等に通った	資格、知識 等取得す るため通信 教育等で勉 強した	今の会社で 役立つ資 格・免許を 取得した	就職ガイダ ンスや適 性・適職診 断等を受け た	キャリア・コ ンサルティ ング(注7) を受けた	産業・職業 に関する情 報等の収集 をした	その他	特に何もし ていない
1	2	3	4	5	6	7	8	9

31

教育訓練給付制度を利用しましたか。

利用した	利用しなかった	知らなかった
1	2	3

32

記入要領

問10

注 8 雇用保険の基本手当

雇用保険の一般被保険者が失業した場合に公共職業安定所で手続き後に支給されるものをいい、一般に「失業手当」と呼ばれることもあるものです。

問9 転職活動期間についてお答えください。

(1) 具体的に転職活動を始めてから直前の勤め先を離職するまでの期間はどのくらいでしたか。

1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 9か月未満	9か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上	転職活動 期間なし
1	2	3	4	5	6	7	8

33

(2) 直前の勤め先を離職してから現在の勤め先に就職するまでの期間はどのくらいでしたか。

1か月未満	1か月以上 2か月未満	2か月以上 4か月未満	4か月以上 6か月未満	6か月以上 8か月未満	8か月以上 10か月未満	10か月以上	離職期間 なし
1	2	3	4	5	6	7	8

34

問10 直前の勤め先を離職した後、雇用保険の基本手当(失業手当)(注8)を受給しましたか。

受給した	受給しなかった
1	2

35

問11 現在の勤め先を選んだ理由は何ですか。該当するものを3つまで選んでください。

仕事の 内容・職種に 満足がいく から	自分の技 能・能力が 活かせる から	地元だか ら(Uター ンを含む)	賃金が高 いから	労働条件 (賃金以 外)がよい から	会社の規 模・知名度 のため	会社に将 来性がある から	転職が少 ない、通勤 が便利だ から	前の会社 の紹介	その他
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

36

上記に回答した中で、一番の理由は何ですか。
該当する番号を1つ記入してください。

37

V 現在の勤め先における満足度について

問12 現在の勤め先での満足度について、項目ごとにそれぞれ最も該当するものを選んでください。

項目	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
仕事内容・職種	1	2	3	4	5
賃金	1	2	3	4	5
労働時間・休日・休暇	1	2	3	4	5
福利厚生	1	2	3	4	5
役職	1	2	3	4	5
人間関係	1	2	3	4	5
通勤の便	1	2	3	4	5
会社の規模・知名度	1	2	3	4	5
職業生活全体	1	2	3	4	5

38

39

40

41

42

43

44

45

46

記入要領

SAMPLE

VI 今後の希望等について

問13 今後、行政が行う転職支援として何が必要であると思いますか。該当するものを**2つまで**選んでください。

より多くの求 人情報の提 供	職業紹介 サービスの充 実	職業能力開 発(教育・訓 練)のサービ スの充実	金銭面での 職業能力開 発・自己啓発 の支援	個人の職業 能力を診断・ 認定する資 格制度の充 実	企業年金・退 職金が不利 にならないよ うな制度の改 善	その他	特に希望する ことはない
1	2	3	4	5	6	7	8

47

問14 今後の転職希望についてお答えください。

今の職場で今後も働きたい	機会があれば転職したい	わからない
1	2	3

48

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

平成27年11月30日(月)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

記入要領

問3 (1) 産業

産業分類表

産 業		産 業 の 内 容
01	鉱業，採石業， 砂利採取業	天然の鉱物の掘採、採石を業とするもの（金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業）
02	建設業	土地に固着する建造物等の建設、土地等の造成、機械装置の据え付け及びそれらの請負を業とするもの（総合工事業、職別工事業、設備工事業）
03	製造業	有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、卸売することを業とするもの（消費関連製造業、素材関連製造業、機械関連製造業）
04	電気・ガス・ 熱供給・水道業	電気、ガス、熱、水等の供給及び汚水の処理を業とするもの（電気業、ガス業、熱供給業、上下水道業）
05	情報通信業	情報の伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスを提供することを業とするもの（通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）
06	運輸業， 郵便業	人及び物の移動を業とするもの（鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む））
07	卸売業， 小売業	有体的商品の売買及びこれらの売買の代理又は仲立を業とするもの（各種商品卸売業、各種商品小売業など）
08	金融業， 保険業	金融商品の売買・仲介を業とするもの（銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業、金融商品取引業、保険業など）
09	不動産業， 物品賃貸業	不動産業又は物品賃貸を業とするもの（不動産取引業、不動産賃貸業、貸家業、駐車場、不動産管理業、各種物品賃貸業など）
10	学術研究，専門・ 技術サービス業	学術的研究、専門的な知識・技術の提供を業とするもの（学術・開発研究機関、法律事務所、司法書士事務所、デザイン業、経営コンサルタント業、広告業、獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業など）
11	宿泊業， 飲食サービス業	飲食又は宿泊させることを業とするもの（旅館、ホテル、飲食店、持ち帰り・宅配飲食サービス業など）
12	生活関連サービス 業，娯楽業	日常生活と関連した技能・技術の提供又は娯楽などのサービスの提供を業とするもの（洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、衣服裁縫修理業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業など）
13	教育，学習支援業	学校教育又はその支援、教育活動、教養、技能、技術などを教授すること等を業とするもの（学校教育、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業）
14	医療，福祉	医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスの提供を業とするもの（医療業、保健衛生、社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業）
15	複合サービス事業	複数の大分類にわたる各種のサービスの提供を業とするもの（郵便局、協同組合（他に分類されないもの））
16	サービス業（他に分 類されないもの）	他の大分類に属さない対事業所サービスの提供を業とするもの（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教など）
17	それ以外の 産業	農業、林業、漁業、公務（他に分類されるものを除く）

※上記の表は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づいています。

12 集計項目一覧表

(事業所票)

★・・・集計項目 ●・・・表頭 ○・・・表側 ☆・・・表別

統計原表番号	報告書統計表番号	集計項目		事業所の属性		問 1	問 2							
							(1)	(2)						
		事業所	労働者	都道府県番号	産業分類番号	企業全体の常用労働者数	事業所の常用労働者数	雇用期間の定めのある労働者数(男女)	雇用期間の定めのない労働者数(男女)	一般労働者のうち1年以上の雇用期間の定めがある労働者数(男女)	一般労働者のうち1年以上の雇用期間の定めがある転職者数(男女)	雇用期間の定めのある労働者数(男女)	臨時労働者の有無	臨時労働者数(男女)
1	1、参考表1 参考表2	★			○	○	○	●		●		●	●	
2-1	参考表3		★		○	○	○	☆● (性)		☆● (性)		☆● (性)		☆● (性)
2-2	2、参考表4 参考表5		★		○	○	○	●		●		●		●
2-3	参考表6		★		○	○	○	●				●		
3	1 事業所調査参考付表1	★			○	○	○	☆● (性)	☆● (性)	☆● (性)	☆● (性)			
4	2 事業所調査参考付表2		★		○	○	○	☆● (性)	☆● (性)	☆● (性)	☆● (性)			
5		★			○	○	●							
6		★			○	●	○							
7	3	★			○	○	○							
8	4	★			○	○	○		○		○			
9	5	★			○	○	○		○		○			
10	6	★			○	○	○		○		○			
11	7	★			○	○	○		○		○			
12	8	★			○	○	○							
13	9	★			○	○	○							
14	10	★			○	○	○		○		○			
15	11	★			○	○	○		○		○			
16	12	★			○	○	○	○	○					
17	13	★			○	○	○	○	○					
18	14	★			○	○	○	○	○					

		問 3	問 4	問 5		問 6		問 7	問 8	問 9		問10	統計原表番号	報告書統計表番号
(受入れ) 派遣労働者の有無	(受入れ) 派遣労働者数(男女)	転職者の採用に当たり重視した項目 (複数回答)	職種別転職者を採用した理由 (複数回答3つまで)	転職者の募集方法(複数回答)	主に活用した転職者の募集方法	転職者の処遇(賃金、役職等)決定 の際に考慮した要素(複数回答)	転職者の最も重視した要素	転職者を採用する際の問題 (複数回答)	転職者に対する教育訓練の実施状況 (複数回答)	今後3年間の転職者の採用予定	今後3年間に転職者を採用する予定 の転職者の職種(複数回答)	行政への要望(複数回答)		
●													1	1、参考表 1 参考表 2
	☆● (性)												2-1	参考表 3
	●												2-2	2、参考表 4 参考表 5
													2-3	参考表 6
													3	1 事業所調査参考付表 1
													4	2 事業所調査参考付表 2
													5	
													6	
		●											7	3
		○	☆● (職種)										8	4
		○	●										9	5
		○		●									10	6
		○			●								11	7
		○				●							12	8
		○					●						13	9
								●					14	10
									●				15	11
										●			16	12
											●		17	13
												●	18	14

(個人票)

★・・・集計項目

●・・・表頭

○・・・表側

☆・・・表別

統計原表番号	報告書統計表番号	集計項目	事業所の属性				問 1							問 2								問 3			
							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)					
			労働者	都道府県番号	産業分類番号	事業所規模	企業規模	性別	年齢	最終学歴	配偶者の有無	扶養家族の有無	転居の有無	今の勤め先に転職するに当たつての 転職を含む	これまでの転職回数（今の勤め先への 有無・雇用期間	現在の勤め先での雇用期間の定め 有無・雇用期間	直前の勤め先での 雇用期間の定め 有無・雇用期間	直前の勤め先での 職種	現在の勤め先での 職種	直前の勤め先での 役職	現在の勤め先での 役職	直前の勤め先での 就業形態	現在の勤め先での 就業形態	直前の勤め先の 産業	直前の勤め先の 企業規模
1	個人参考付表	★				○	●	○	○					○								○			
2	1	★				○	☆	●	○	○												○			
3	2	★				○	☆	○	●																
4	3	★				○	☆	○	○	●															
5	4	★				○	☆	○	○	○	●														
6	5	★				○	☆	○		○	○	●													
7	6	★				○	☆	○	○	○	○		●					○							
8	7	★				○	☆	○	○	○				○	●										
9	8	★				○	☆	○	○					○		○	●				○				
10	9	★		○	○	○	☆	○	○										○	●					
11	10	★		○	○	○	☆	○	○									○			○	●			
12	11	★		●		○	☆	○	○														○		
13		★				●	☆	○	○															○	
14	12	★				○	☆	○	○							○					○	○			●
15	13	★		○	○	○	☆	○	○									○		○		○			
16	14	★		○	○	○	☆	○	○									○		○		○			
17	15	★		○	○	○	☆	○	○									○		○		○			
18	16	★		○	○	○	☆	○	○									○		○		○			
19	17	★				○	☆	○	○							○			○		○	○	○	○	
20	18	★				○	☆	○	○									○		○		○	○	○	
21	19	★				○	☆	○	○									○		○		○		○	
22	20	★				○	☆	○	○									○		○		○	○	○	
23	21	★				○	☆	○	○									○		○		○		○	
24	22	★				○	☆	○	○									○		○		○	○	○	
25	23	★				○	☆	○	○									○		○		○		○	
26	24	★				○	☆	○	○									○		○		○	○	○	
27	25	★				○	☆	○	○									○		○		○	○	○	
28	26	★				○	☆	○																○	○
29	27	★		○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○					○		○		○			
30	28	★		○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○					○		○		○			
31	29	★		○	○	○	☆	○	○									○		○		○			
32	30	★		○	○	○	☆	○	○									○		○		○			
33	31	★		○	○	○	☆	○	○	○	○		○					○		○		○			
34	32	★												○	●										
35	33	★														○	●					☆			
36	34	★																○	●			☆			
37	35	★																		○	●				
38	36	★		●																		☆	○		
39	37	★				●																☆		○	

[illegible]

13 事業所及び調査対象労働者抽出率表

(1) 事業所抽出率表

産業区分		事業所の常用労働者数				
		1,000人以上	300～999人	100～299人	30～99人	5～29人
C	鉱業、採石業、砂利採取業	—	1/1	1/1	1/1	1/5
D	建設業	1/1	1/2	1/6	1/46	1/573
E-1	消費関連製造業	1/1	1/3	1/13	1/47	1/222
E-2	素材関連製造業	1/1	1/4	1/13	1/52	1/235
E-3	機械関連製造業	1/2	1/6	1/16	1/47	1/165
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/1	1/3	1/6	1/17
G	情報通信業	1/1	1/3	1/8	1/24	1/93
H	運輸業、郵便業	1/1	1/3	1/18	1/76	1/239
I-1	卸売業	1/1	1/3	1/10	1/60	1/516
I-2	小売業	1/1	1/3	1/20	1/112	1/1083
J	金融業、保険業	1/1	1/2	1/4	1/33	1/157
K	不動産業、物品賃貸業	1/1	1/1	1/3	1/12	1/142
L	学術研究、専門・技術サービス業	1/1	1/2	1/6	1/23	1/186
M	宿泊業、飲食サービス業	1/1	1/2	1/7	1/86	1/757
N	生活関連サービス業、娯楽業	1/1	1/1	1/5	1/39	1/282
O	教育、学習支援業	1/1	1/2	1/9	1/90	1/262
P	医療、福祉	1/2	1/8	1/28	1/129	1/729
Q	複合サービス事業	—	1/1	1/1	1/6	1/71
R	サービス業（他に分類されないもの）	1/1	1/6	1/22	1/68	1/323

※抽出倍率（母集団労働者数を標本数で割ったもの）の逆数

(2) 個人調査対象労働者抽出率表

事業所規模 産業区分		1,000人以上	300～999人	100～299人	30～99人	5～29人
C	鉱業，採石業，砂利採取業	1/1	1/1	1/1	1/2	1/1
D	建設業	1/23	1/18	1/11	1/4	1/1
E-1	消費関連製造業	1/18	1/25	1/10	1/3	1/1
E-2	素材関連製造業	1/39	1/17	1/8	1/3	1/1
E-3	機械関連製造業	1/104	1/31	1/11	1/4	1/1
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1/9	1/9	1/7	1/3	1/1
G	情報通信業	1/44	1/23	1/10	1/3	1/1
H	運輸業，郵便業	1/36	1/36	1/13	1/5	1/1
I-1	卸売業	1/46	1/12	1/9	1/3	1/1
I-2	小売業	1/14	1/14	1/5	1/2	1/1
J	金融業，保険業	1/25	1/15	1/7	1/3	1/1
K	不動産業，物品賃貸業	1/4	1/14	1/11	1/4	1/1
L	学術研究，専門・技術サービス業	1/31	1/27	1/14	1/4	1/1
M	宿泊業，飲食サービス業	1/11	1/10	1/7	1/3	1/1
N	生活関連サービス業，娯楽業	1/15	1/13	1/8	1/5	1/1
O	教育，学習支援業	1/49	1/24	1/7	1/4	1/1
P	医療，福祉	1/75	1/41	1/16	1/5	1/2
Q	複合サービス事業	1/1	1/2	1/3	1/2	1/1
R	サービス業（他に分類されないもの）	1/101	1/39	1/15	1/5	1/2

※1 事業所当たりの調査対象労働者数の上限	20	5	5	5	5
-----------------------	----	---	---	---	---

Ⅱ 調査結果の利用上の注意

1 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるので母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しないことがある。
- (3) 報告書掲載統計表中の複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）は、構成比の合計が 100.0 を超える場合がある。
- (4) 表章記号について
- ア 「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
- イ 「―」は、該当数値がないことを示す。
- ウ 「・」は、統計項目があり得ないことを示す。
- エ 「…」は、調査をしていないことを示す。
- オ 「*」は、サンプル数の少ないものであるので注意を要する。構成比の分母となる標本数が事業所数では 2 以下、労働者数では 9 以下の場合、分母に付記している。
- (5) 事業所調査で把握した労働者割合と個人調査の労働者割合は、結果の推計方法の違いにより、一致しないことがある。
- (6) 集計項目のうちには一部報告書に掲載されていないものがある。
- (7) 平成 27 年調査は、事業所規模 5 人以上の民営事業所に加え、官公営の事業所も調査対象としている。前回の 18 年調査は事業所規模 30 人以上の民営事業所のみを対象としており、転職者の定義も異なっていることから、前回調査との比較は行っていない。
- また、「企業規模」の内訳には、「官公営」を含まない。このため、この内訳の総和は「総数」に一致しない。
- (8) 東日本大震災の影響により、平成 27 年調査では、原子力災害対策特別措置法に基づき帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を設定された市町村を除外した。

平成 27 年転職者実態調査の抽出における調査対象除外地域

都道府県		市町村		帰還困難 区域	居住制限区域	避難指示解除 準備区域
コード	都道府県	コード	市町村名			
07	福島県	212	南相馬市	○	○	○
		308	川俣町		○	○
		542	檜葉町			○
		543	富岡町	○	○	○
		544	川内村			○
		545	大熊町	○	○	○
		546	双葉町	○		○
		547	浪江町	○	○	○
		548	葛尾村	○	○	○
		564	飯舘村	○	○	○

(注) 原子力災害対策特別措置法 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除基準区域（平成 27 年 4 月 1 日時点）

2 主な用語の定義・解説

(1) 常用労働者

次のア～ウのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇われている者

ウ 日々雇われている者又は1 か月以内の期間を定めて雇われている者であって、平成 27 年 8 月及び9 月の各月に各々18 日以上雇われた者

また、「事業所規模」は、事業所における常用労働者数により区分している。

(2) 転職者

この調査では、雇用期間の定めが無い又は1 年以上の雇用期間を定めて雇用する一般労働者（短時間労働者は除く）のうち、当該事業所に雇用される前の1 年間に他企業に雇用された経験のある者（移籍出向を含む）であって、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日の間に雇用されたものをいう。他企業に雇用された経験が、学生アルバイト及び1 か月以内の臨時的な仕事のみである場合は含めない。

(3) 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者（いわゆるフルタイム労働者）をいう。

(4) 短時間労働者

常用労働者のうち、1 日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

(5) 臨時労働者

常用労働者に該当しない労働者をいう。

(6) 雇用期間の定め無し

特に雇用期間を定めずに雇用されている労働者をいい、定年までの場合を含む。

(7) 雇用期間の定め有り

1 年契約、6 か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている労働者をいう。

(8) 職種